

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年9月6日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 市立保育所・子育て支援センターの平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成28年6月22日～平成28年7月8日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 保育所施設内に保育上危険な状況が認められたため、早急に対処すること。	1. 保育所施設内の危険箇所について、応急措置を講じるとともに、予算措置後早急に修繕等の対応により入所児童の安全を確保します。